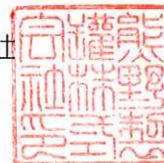


2024年10月4日

株式会社わだまんサイエンス 御中

熊野製罐株式会社



食品衛生法適合性についてのご説明

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度の品質保証書の案件におきまして、お問い合わせいただきましたポジティブリストにつきまして下記の通りご報告申し上げます。
何卒ご査収いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

貴社に納品しておりますポリエステルフィルム缶につきまして、改正食品衛生法に基づく食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に適合していることをご報告いたします。

【適合する規格および措置】

1) 金属缶において食品に直接接する部位に使用する合成樹脂(添加剤等含む)は、食品衛生法(昭和22年法律233号)第18条第3項に適合しております。

具体的には、令和2年4月28日、厚生労働省告示第196号により、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)が改正されました。あらたに規定された別表第1(第1表:基ポリマー等、第2表:添加剤・塗布剤=ポジティブリスト)に収載されている物質を使用しております。又、第18条第3項のただし書の規定により、別表第1に収載されていない物質を食品非接触層に使用する場合、食品中濃度が0.01mg/kgを超えないよう加工を施しております。

2) 金属缶において食品に直接接する部位に使用する合成樹脂(添加剤等含む)は、令和2年4月28日、厚生労働省告示第196号により定められた経過措置対象でございます。

具体的には、改正法施行以前に使用されていたものと同様の物を使用しております。

上記1)食品、添加物等の規格基準の別表第1に収載されておりませんが、経過措置期間において、別表第1に収載されているものとみなすことができます。

本製品は、上記1)、又は2)、又は1)と2)の組合せのいずれかに該当致します。

すなわち、本製品は現時点におきましても問題なくご使用いただくことができます。

以上